

平成  
28  
年度

# 高齢者肺炎球菌ワクチン 定期予防接種

## 忘れずに、接種しましょう。



4月1日から始まっている平成28年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種。  
毎年、接種を忘れていたと期間外に問い合わせいただく方が多くいらっしゃいます。  
対象の方は、是非接種を受けてください。

**接種期間 平成29年3月31日(金)まで**

※期間を過ぎますと、定期接種対象外となります。



**対象者**：下記の①②の対象者の中で過去に1度も23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことのない方。

①下記の各誕生日の方

- ・昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
- ・昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
- ・昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
- ・昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
- ・昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
- ・大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
- ・大正10年4月2日～大正11年4月1日生
- ・大正5年4月2日～大正6年4月1日生

②接種当日に60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方



②の対象者の方は個別通知を行っておりません。対象となる方で身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳を持参して子育て健康課窓口までお越しください。専用の予診票を発行いたします。



**料金**：2,500円

※対象者のうち生活保護世帯の方は無料です。接種前に、同封の予診票と保護決定通知書又は生活保護受給証明書等、受給を証明できるものを持参し、子育て健康課窓口までお越しください。確認した上で、無料用予診票と交換させていただきます。

個人通知を受けた方で、予診票や案内を紛失された方は子育て健康課窓口で再発行させていただきます。

問い合わせ先 子育て健康課 377-5652

## おたふくかぜワクチン接種費用の一部助成のお知らせ

助成を受けるには、接種する前に申請手続きが必要です。接種後に申請いただきましても費用の払い戻しはできませんのでご注意ください。

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づいた接種義務のある定期予防接種ではありません。接種対象者の保護者と接種医と相談のうえ、接種してください。

対象者	朝日町に住居登録のある方で、生後1～4歳（5歳未満）のお子さん
助成回数	1回（以前に助成を受けたことのある方は、受けられません）
助成額	3,000円（上限） 医療機関での接種費用から、3,000円を差し引いた費用が自己負担額になります。
申し込み方法	母子健康手帳を持参し、朝日町役場子育て健康課にて申請手続きを行ってください。後日補助券を発送します。
その他	●補助券と母子健康手帳を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。 ●おたふくかぜワクチン接種後に他のワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をおいてください。 ●健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済での対応となります。